川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第５２号

川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

川崎市総合福祉センター条例（平成１７年川崎市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

別表の１施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

１　施設利用料

種　　別	金　　額			
	午　前	午　後	夜　間	全　日
	９時～12時	１時～５時	６時～ ９時30分	９時～ ９時30分
ホール	10,740円	14,780円	18,820円	44,340円
第１楽屋	550円	890円	1,110円	2,550円
第２楽屋	550円	890円	1,110円	2,550円
第３楽屋	550円	890円	1,110円	2,550円
大会議室	6,720円	7,830円	8,950円	23,500円
第１会議室	550円	670円	890円	2,110円
第２会議室	550円	670円	890円	2,110円

第３会議室	2,790円	3,350円	3,910円	10,050円
和室	1,110円	1,340円	1,560円	4,010円

別表の２設備利用料の表中「５，０９０円」を「５，５９０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。